

報告

チャーター機による大量強制送還の実態

——法務省入国管理局のオウンゴール

山村 淳平 医師

キーワード：大量強制送還，国家の暴力，チェック機構

2013年7月，法務省入国管理局は飛行機をチャーターし，フィリピン人大量強制送還を実施した。送還の実態をあきらかにするため，筆者はフィリピンにおもむき，被送還者の聞きとりをおこなった。

送還時の問題点としてあげられるのは，被送還者選択の不透明な基準，家族分離，送還前日までの未通告，弁護士・妻・保証人への連絡不可，要治療でも本国の病院への未紹介，手錠による過剰な制圧，大量の入管職員投入による多大な出費，日本政府とフィリピン政府との緊密な連絡関係などである。

送還後の問題点としては，フィリピン側の不十分な受け入れ態勢，精神的・身体的症状が被送還者にあらわれていることである。

一般旅客便での個別送還においても，それらの問題点はかわりない。その場合，送還がひそかにおこなわれるだけに，より過剰な制圧と暴力がともなう。2010年3月におきた被送還者死亡事件が，それを物語っている。

今回の大量強制送還のねらいは，たとえそれが暴力的であっても，国家の行為をおおやけに正当化することである。だから今後もひきつづき，強制収容および強制送還の過程で，制圧や暴行がくりかえされるだろう。

国家の暴力をおさえるためには，送還にかんする情報を公開すると同時に，収容施設などの暴力装置への監視が重要である。それは，国家にたいするチェック機構をもうけることである。しかも，そのチェック機構は，国家によって制度化させなければならない。

1 調査目的

2010年3月，成田空港の飛行機内において，強制送還中のガーナ人が死亡するという事件がおきた。この被送還者死亡事件以降，個別強制送還はしばらくおこなわれなかった。ところが，2012年12月にチャーター機で非正規滞在者を大量強制送還する方針がうちだされた。

2013年にはいと，入国管理局（入管）の収容所において，仮放免の条件がきびしくなりはじめた。さらに手紙の検閲もきびしさを増し，2月になると，1日1回だけしか面会できないこともあった。これら一連のうごきは，強制送還にむけての秘密保持なのであろう。3月になると，フィリピン大使館と入管が接触し，フィリピン人被収容者の送還を検討していることが判明した。

2010年までの非正規滞在者／難民申請者の強制送還は一人ずつのことがおおく，しかもいつ送還がおこなわれたのか，家族にさえ知らされなかった。日本人の妻が面会に行くと，夫は収容所にいないと告げられ，そこではじめて強制送還された事実を知る，ということもおきていた。送還先も，ユーラシア大陸・アフリカ大陸・アメリカ大陸と，ひろくまたがっていた。

今回も送還がいつ実施されるのか，誰にもわからなかった。しかし，大量送還であること，チャーター機のむかう先がフィリピンであることはあきらかであった。そして2013年7月6日，大量強制送還が実行にうつされた。

送還内容および送還後の被送還者の状況について，これまでにおおやけにされた情報はわずかでしかない（『壁の涙』製作実行委員会2007：133-142）。そうならば，フィリピンの現地におもむき，送還の実態と送還後の状況を複数の被送還者から聞きだすのは，たいへんよい機会である。

支援者は，人も，時間も，くわえて資金もない。支援者のとほしい力でおおきな成果をあげるには，入管のゴール（得点）がじつはオウンゴール（自失点）であることを，おおやけにする以外にない。これが，今回の調査の目的である。

2 調査方法と対象者

調査は2013年7月21日から24日までの4日間，マニラ市に隣接するケソン市において，被送還者に直接対面し，聞きとりをおこなった。

対象者は，調査前に名前と連絡先が確認できた19人のうち，聞きとり可能であったフィリピン人男性7人（平均年齢40歳，範囲21～57歳）である。強制送還時，4人は東京の品川入管収容所に，3人は茨城県の牛久入管収容所に収容されていた。

質問内容は，送還前の収容状況，送還前日（7月5日），送還当日（7月6日），機内の様子，マニラ到着以降について，経過をおいながらたずねた。暴行・制圧・手錠・猿ぐつわの有無などについても質問した。

質問する際には，送還時の様子をえがいた絵（図2～6）をしめしながら，なるべく正確な事実をききだすことにつとめた。

3 結果

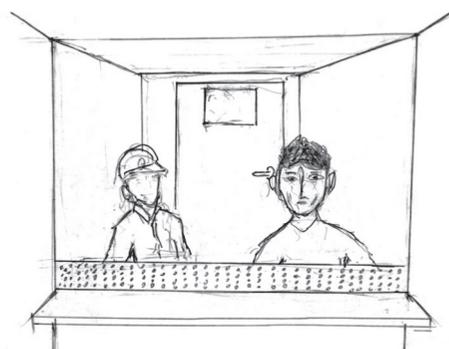
(1) 送還までの数カ月間のうごき

2013年6月下旬，3人の仮放免者は品川入管に出頭した際，「仮放免はダメ」と言われ，突然収容された。もう1人は3月にアパートに入管職員がやってきて，品川入管収容所に連行された。彼

らは、共同部屋にさまざまな国籍の非正規滞在者とともに収容された。

牛久入管収容所においては、3人とも長期間（15ヶ月、17ヶ月、25ヶ月）収容されていた。5月ごろから支援者が面会する際、入管職員が立ち会うようになった（図1）。

図1 牛久入管収容所での面会室——入管職員の立ち合い



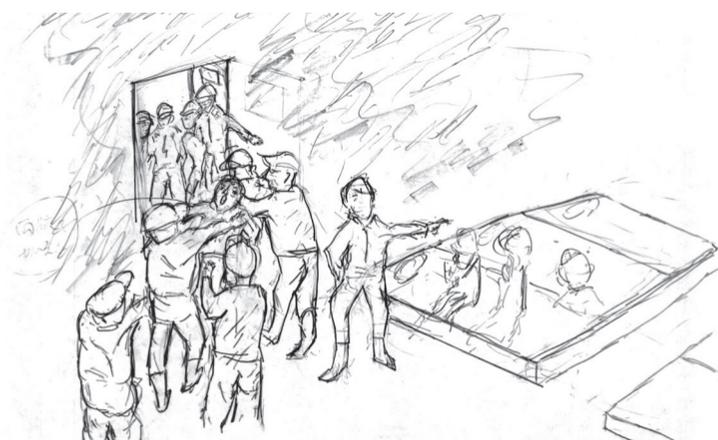
注) 図は筆者作成 (以下同じ)

(2) 送還前日（7月5日）、品川入管収容所および牛久入管収容所の様子

品川入管収容所において、7月5日午後4時ごろ、ある被収容者はインタビュー室につれていかれた。入管職員10人ほどにかこまれ、「明日かえす」といわれた。「奥さんと弁護士と保証人に連絡したい」と言っても、「かえす」の一点張りであった。その後、別の部屋につれていかれ、3人のフィリピン人とともに一晩をあかした。同室者全員は不安でねむれなかった。ほかの聞きとり対象者3人も、ほぼおなじ状況であった。

牛久入管収容所において、7月5日午後11時ごろ、15～20人ほどの職員が共同部屋にはいつてきた。職員3～4人によって被収容者はかかえられ、地下の保護房につれていかれた（図2）。3人のフィリピン人とともに一夜をすごすが、不安でねむれなかった。ほかの2人も、ほぼおなじ状況であった。

図2 共同部屋から別の部屋（保護房など）につれだす



(3) 送還当日（7月6日）の朝

朝5時半ごろ、部屋に50人ちかくの入管職員がやってきた。部屋をでるとき、手錠をかけられた（図3）。廊下から護送車までは、職員がたくさんならんでいた。

図3 部屋からでるとき、手錠をかけられる



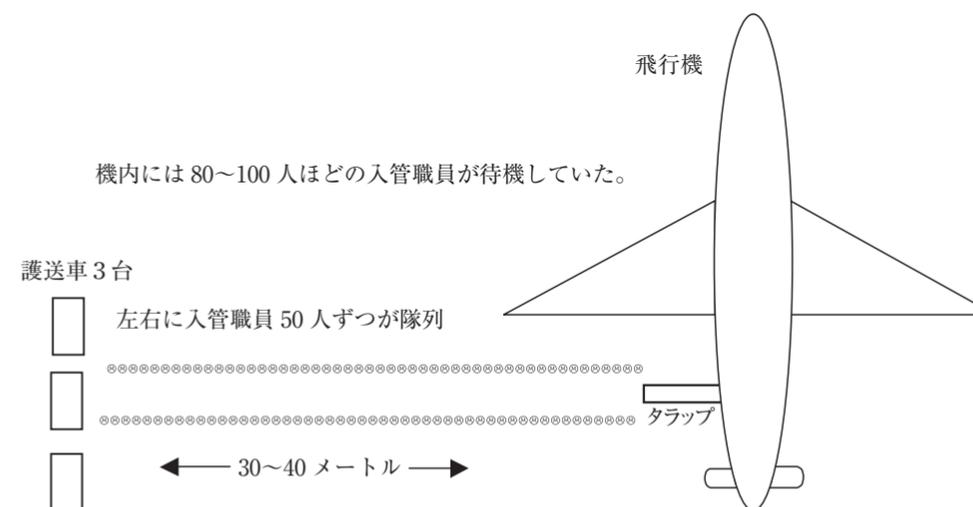
(4) 護送車内

車内には、10人のフィリピン人にたいして20～30人の入管職員がついていた。

(5) 成田空港でのチャーター機搭乗

護送車から飛行機に搭乗するとき、タラップを使用した。護送車からタラップまでの距離は30～40メートルで、両側に合計100人ほどの入管職員がならんでいた（図4）。

図4 成田空港でのチャーター機搭乗



(6) チャーター機内

機内には制服姿の入管職員 80～100 人が、すでに乗りこんでいた (図 5a)。フィリピン人は 70～80 人、そのうち子どもはおおよそ 6～10 人であった¹⁾。

午前 11 時ごろ、チャーター機は成田空港を出発した。

飛行中、トイレに行くときにも、昼食用のサンドウィッチを食べるときでさえも、手錠ははずされなかった (図 5b)。しかも、トイレでは、3 人の職員がつき、トイレのドアをひらいたままにしていた。そのため、大便もできなかった。機内であばれる人、さわぐ人はいなかった。話し声はなく、きわめてしずかであった。

マニラ空港に到着する 30 分前の 14 時 30 分ごろ、手錠ははずされた。合計約 8～9 時間手錠がかけられていたことになる。

図 5a 機内の様子——搭乗時に指定の席へ



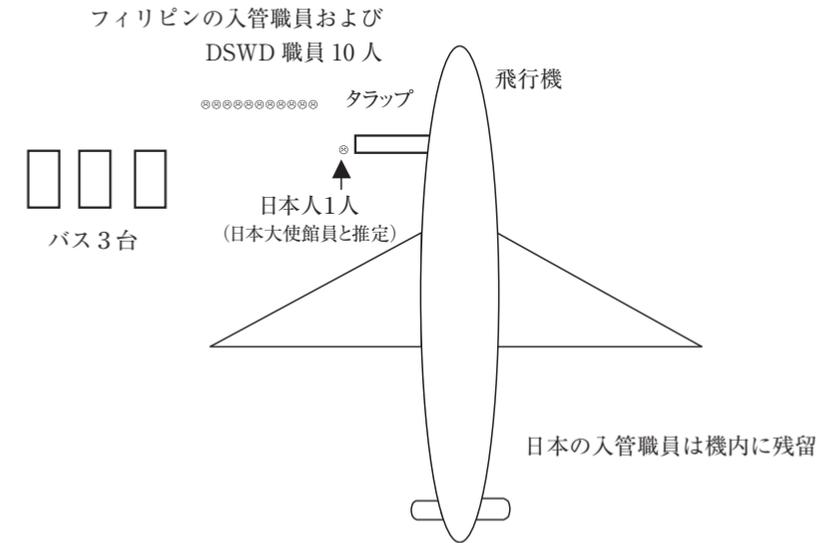
図 5b 機内の様子——左右前後の席に入管職員



(7) マニラ空港内での身柄引き渡し

トラップをおりるとき、被送還者は 5 人ずつ機内からおろされた。トラップをおりると、フィリピンの職員がむかえていた。その反対側にひとりだけ日本人がいた。機内の入管職員は、そのままのこった (図 6)。

図 6 マニラ空港でのチャーター機降機



(8) 空港内での入国審査と本人確認、そしてマンダラヨンの施設

マニラ空港では、3 台のバスに分乗し、空港内の倉庫につれていかれ、フィリピンの入国審査を受けた。フィリピンの入管職員によって、パスポートは穴をあけられ、無効となった。日本のフィリピン大使館が発行した Travel Document (旅行証明書) にサインをもとめられた。

その後、DSWD (Department of Social Welfare and Development : 社会福祉開発省) のインタビューを受け、帰郷のための交通費がわたされた。1000 ペソ (約 2300 円) が基本で、故郷までの距離によってあたえられる額はことなっていた。

ほとんどの被送還者は、その日のうちに DSWD の車でバス・ターミナルまで行き、そこから故郷にもどった。行くあてのない人や遠方の人などは、マニラに隣接するマンダラヨンの DSWD の施設で一晩をすごした。

(9) 送還後、地元での身体的・精神的状態

(a) A さん : 33 歳, 滞日 23 年間, とび職

両親が亡くなり、どこにも行くあてがない。10 歳で来日したため、タガログ語がはなせない。たよれるのは姉だけで、彼女は日本に住んでいる。2013 年 7 月現在、DSWD の施設で世話になっている。これからどうなるのか、不安でいっぱいの様子である。

左頸部に腫瘍がみられていたので、DSWDの医師をとおして、病院で検査予定である。

(b) Bさん：45歳、滞日9年間、解体作業および工事現場

2012年9月、牛久入管収容所でサッカーをしていた際に右手中指骨を骨折した。3ヶ月を経て、ようやく外部病院で整形外科の診察を受けることができた。しかし、指の拘縮が固定され、すでに手遅れであった。受傷直後に専門医を受診させ、骨折のリハビリ治療計画をたてていけば、指の拘縮と痛みはなくなっていたであろう。医療過誤の可能性がたかい。

送還前日、保護房につれていかれるとき、職員によって両腕と両手首をひねられ、右胸部をつよくうたれた。右胸部の痛みは、7月24日（受傷から18日目）現在ものこっている。

右手がつかえず、仕事もできない。悔しさと怒りでいっぱいである。

(c) Cさん：31歳、滞日7年間、溶接・解体作業

妻と子どもを日本にのこして送還された。マニラに到着後、吐き気・おうと・腹痛があり、気分がすぐれなかった。今後のこと、とくに子どもの将来を心配している。

(d) Dさん：54歳、滞日24年間、かじ屋

収容中は血圧がたかく、喘息やアレルギーの薬を服用していた。送還時には、フィリピンの病院への紹介状はわたされなかった。健康面で不安をもっている。

(e) Eさん：36歳、滞日8年間、工場および工事現場

日本政府にたいして、特別な感情はいだいていない。むしろフィリピン政府にたいして、不満があり、「入管とフィリピン大使館が協力して、今回の大量送還を実施したのは腹立たしい」とかたっていた。収容中は血圧が高かった。

(f) Fさん：21歳、滞日5年間、工事現場

父や兄弟の連絡先はわからない。母親は行方不明である。行くあてがなく、たまたま知り合ったEさんの親戚の家に住んでいる。将来を心配していた。

(g) Gさん：58歳、滞日20年間以上、解体作業

入管にたいして不満がいっぱいの様子である。「どのようにしてこの怒りを訴えたらいいのか、何もかんがえられない、頭がまっしろ」とうったえていた。

4 大量強制送還の問題点（自失点）

今回のチャーター機による強制送還の問題点を以下に列挙する。

1点目は、前日に突然送還を言いわたし、弁護士・妻・保証人に連絡をさせなかったことである。

2点目は、日本にのこされた家族と離れ離れにさせたことである。CさんやDさんのほかにも、たくさんの被送還者が日本で暮らす家族とわかれさせられた。

3点目は、受けいれが不十分なまま強制送還したことである。DSWDの施設にとどまっているAさんは、タガログ語がはなせず、しかもどこも行くあてがない。Fさんも、居場所がないという点で、おなじ境遇である。入管による強制送還対象者の選択に問題がある。

4点目は、右手中指骨折のBさん、喘息と高血圧のDさん、高血圧のEさんにたいして、フィリピンの病院への紹介状を書いていないことである。

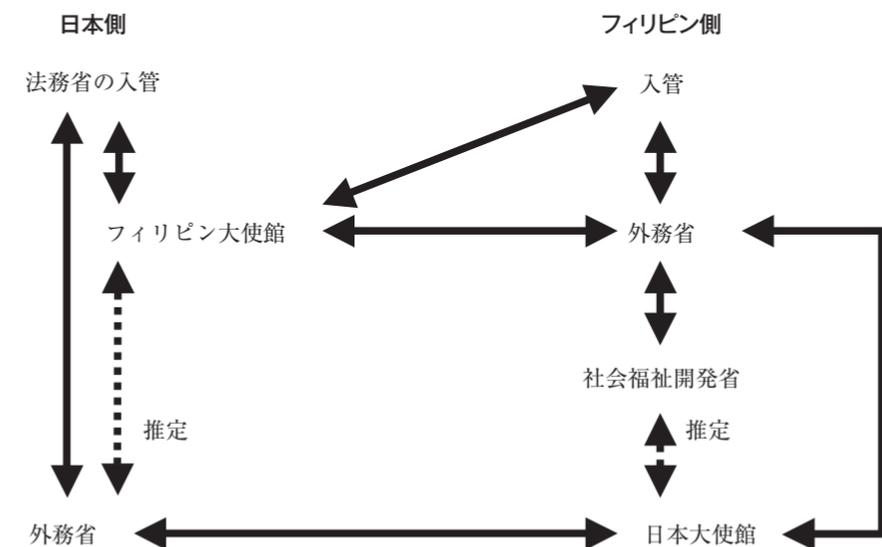
5点目は、右手を充分うごかせないBさんにたいして、共同部屋から保護房までつれていく際、6～7人でかつぎあげる制圧的な行為をおこない、右胸部を打撲させたことである。

6点目は、部屋を出てからマニラ空港到着30分前まで、約8～9時間にわたり手錠をさせたことである。トイレの際も、食事中も、手錠をつけたままであった。また、職員の大量動員によって、被送還者たちに威圧感があたえられた。

7点目は多大な経費である。チャーター機の送還は一人の送還よりも費用はひくくおさえられる、と報道されていた。ところが、職員は大量に動員されていた。機内の同行者約80～100人、成田空港で隊列した約100人、各護送車に数十人、収容施設では数十人である。しかも、空港会社・成田空港運営会社・フィリピン政府側との打ち合わせなど、送還前の準備段階で長期間を要した。一般旅客便での個人送還よりも、職員の経費がかなりかかったのは、想像にかたくない。

大量送還を実施した入管に、たいいてい人は目をむける。ところが、実態調査の過程であきらかになったのは、日本政府とフィリピン政府との密な連絡関係である（図7）。日本の入管単独で送還はできなかったのである。

図7 送還における国家間の連携



日本の外務省とフィリピン政府とは、ODA（Official Development Assistance：政府開発援助）によるつながりがふかい。チャーター機による大量送還を実施するにあたり、最初にフィリピン非正規滞在者をえらんだのも、フィリピン政府と組みしやすかったからであろう。

そのいっぽうで、フィリピン大使館や政府関係者のなかには、人権感覚にすぐれた人もいる。カトリック団体は、在日フィリピン人を積極的に支援している。在日フィリピン人・宗教関係者・日本人支援者・報道関係者など、今回の送還にたいして疑問をもつ人はすくなくない。日本における庶民同士のむすびつきは、政府間以上につよい。そもそも、フィリピンは移民送り出し国で、それによって外貨をかせぎだしている。今回の事態を、フィリピン政府は無視するわけにはいかないだろう。

ここで大切なのは、送還に疑問をいっている人たちが結集し、送還してはならない人たちをフィリピン大使館に指摘することである。そうすれば、大使館側から入管の被送還者選択に一定の歯止めがかけられ、選択がより慎重におこなわれるだろう。

大量送還は、在日フィリピン人と支援者の結束をつよめた。そして、入管にたいして異議をとえたと同時に、大使館へのはたらきかけの重要性をおしえてくれた。これこそが、本来の意味においての入管の自失点であろう²。

5 大量強制送還のねらい

2010年3月におきた成田空港での被送還者死亡事件以降、個別強制送還はひかえられていた。そして2012年7月、検察は事件の被疑者である入管職員を不起訴とした。

不起訴までの2年間、強制送還中の死亡事件という大失態を逆手にとり、入管は用意周到に時間をかけ、大量強制送還を計画したのだろう。事件のほとぼりがさめたと判断し、しかも検察が入管職員を不起訴するのにあわせて、2012年12月チャーター機による大量送還を報道陣に発表したのである。

一般旅客便をつかったそれまでの個別強制送還は、秘密裏ですすめられ、入管以外知る人はいない。それなのに、なぜわざわざ報道陣に大量送還を公表したのだろうか。その理由を知るには、個別送還がどのようにしておこなわれていたのかを把握する必要がある。

筆者および人権団体の職員が、2010年の被送還者死亡事件直後、飛行機に乗せられながら送還中止になった送還未遂者3人への聞きとりをおこなった。そのうちのひとり、以下のようにのべている。

20人ほどの職員にかこまれながら、空港へつれていかれました。飛行機に乗るとき、足はしばられ、手には手錠をかけられ、口には猿ぐつわをはめられました。複数の職員に体をもちあげられ、機内の座席に着席しました。わたしの周囲にいた職員の数は、確認できる範囲で4人です。

手錠をはめられ足をしばられながらも、体をうごかしたり、猿ぐつわごしに声をあげたり

して、必死に抵抗をつづけました。すると、隣にいた職員が猿ぐつわをはずし、口のなかにタオルをつっこみました。呼吸ができず、非常にくるしかったです。周囲にいた職員から「おとなしく国へかえれ」などの罵声をあびせられました。騒動に機長が気づき、搭乗を拒否したので、飛行機からおろされました。

ほかの送還未遂者も、同様の暴力的な方法で強制送還されそうになったことを証言した。

すべてでないにしても、個別強制送還において、ときに制圧的かつ暴力的な送還がおこなわれている³。その実態は、もちろん闇にほうむられたままである。入管が暴力的送還を報道発表することは、ありえない。

被送還者死亡事件以降に送還をひかえていたのは、強制送還死亡事件を反省しているからではない。たとえ、それが暴力的行為であっても、非正規滞在者／難民申請者排除の方針は、変更なくすすめられている。

個別であろうと、大量であろうと、たとえ送還中に死亡事件がおきたとしても、強制送還を正当化すること。そして、おおよげに送還の正当性をしめすこと。それが、今回の大量強制送還のねらいなのである。

6 外国人追放の歴史

現代において、移民・難民の移動はいちじるしい。このあらたな現象にたいして、先進国は流入の制限をきびしくするいっぽうで、受け入れをすすめている。それが、文明社会の潮流であろう。

ところが日本は、奇妙なことに、ほかの国とことなつた対応をしている。日本の外国人政策では移民・難民の定住化はうながされず、むしろ管理あるいは排除する力がつよくはたらいっている。過去をふりかえれば、それはあきらかである。

明治から第二次世界大戦まで、出入国にかんする法律は存在しなかった。勅令や省令がかわりの役目をはたし、外国人は警察の厳重な管理下におかれていた。朝鮮半島および台湾出身者もまた、‘帝国臣民’であっても、同様にきびしいあつかいであった。戦争末期の日本本土には、朝鮮半島からの‘帝国臣民’は百数十万人以上にも達していた。

戦後になると、1951年に発令された入管令⁴によって、外国人管理はきびしさを増すと同時に、強制収容と強制送還が制度的に確立された。これを機に、外国人追放が本格的にはじまった。その運用を担ったのが、法務省の入管である。

当時の追放対象者は、いうまでもなく、かつて日本国籍があたえられていた‘帝国臣民’の在日朝鮮人であり、朝鮮戦争などの社会混乱によってのがれてきた朝鮮人——現在の視点からみれば難民に相当する——である。在日朝鮮人の追放は、1959年から1984年にかけて、北朝鮮への‘帰国事業’によって頂点をきわめた。当時の‘帰国事業’は、実質的に朝鮮人の締め出しである。ところが、マスメディアをとおして、日本赤十字社による‘人道事業’へとすりかえられてしまった。外国人強制追放の実態が、おおいかくされてしまったのである。

1990年代には、アジアからの非正規滞在者の増加にともない、彼／彼女らはそれぞれの本国へ強制的におくりかえされた。とくに2000年代中ごろには、‘人間狩り’と称されるほどの非人間的なあつかいが頻繁におきていた。このときも、マスメディアが追放キャンペーンの一翼をになった。入管の思惑どおり、非正規滞在者を‘不法’滞在者とよび、悪質なイメージを一般の人々にうつし、追放を正当化したのである。

2009年には、ふたたび‘帰国事業’がはじまった。経済不況で失業した日系ブラジル人などに帰国費用を支給する制度である。再入国不可の追い出し政策である。ついでくわえると、1990年代から本格的にはじまった研修生・技能実習生の受け入れは、入国3年後の追放を前提とする制度である。

難民にかんしていえば、1980年代から90年代にかけてのインドシナ難民定住は、受け入れ態勢不備による完全な失敗策であった。犠牲となったインドシナ難民の一部は、排除と同化の圧力によって日本をはなれざるをえなかった(山村淳平, 2010: 143-161)。この場合は、間接的な追放とみなしてよい。

1981年に難民条約を批准しても、条約にかかげてある非送還の基本原則を無視し、80年代から今日にいたるまで、条約難民もまた追いかえされてきた(山村淳平, 2010: 229-232)。0%にちかづく現在の難民認定率が、それを物語っている。

さきののべた送還における本国大使館との連携は、条約難民にとって、きわめて危険な行為としてうつる。実際に、複数のイラン難民は危険な目にあっている。彼らは強制送還されたのち、テヘラン空港到着後に身柄を本国の入管に引きわたされ、刑務所にいられたのである。多額のお金をはらって、彼らは3～6ヵ月後に釈放されたという(『壁の涙』製作実行委員会編, 2007: 141-142)。追放は、たいていひそかに実施される。そのいっぽうで、あるときは‘人道的な帰国事業’、べつときは技能実習制度、さらには‘不法滞在者’半減キャンペーンへと表現形式をかえながら、大々的に宣伝されてきた。

今回は、「チャーター機で一気に大量送還」の表現どおり、マスメディアによっておおきく報道された。強制送還をおおやけにした以上、失敗はゆるされぬ。入管は暴力行為をできるだけおさえつつ、慎重にことをはこんだのだろう。それでも、強制送還での暴力は、とりわけ個別強制送還において、やむことはない。

ところが、その暴力を証明しようにも不可能である。被害者の証言以外、暴行の証拠はこのこされていないからである。しかも、暴力的送還によって、本国におくりかえされた以上、被害者がその不当性をうったえるのは、至難のワザである。国家の職員によって被送還者が暴力的なあつかいをうけても、それがゆるされてしまうのである。成田空港での被送還者死亡事件は、検察による不起訴をふくめ、国家の暴力を容認する象徴的な出来事であった。

7 国家の暴力をふせぐ

近代国民国家は、外国人収容所をふくめ、刑務所・軍隊・警察などの暴力装置をかかえもっている。

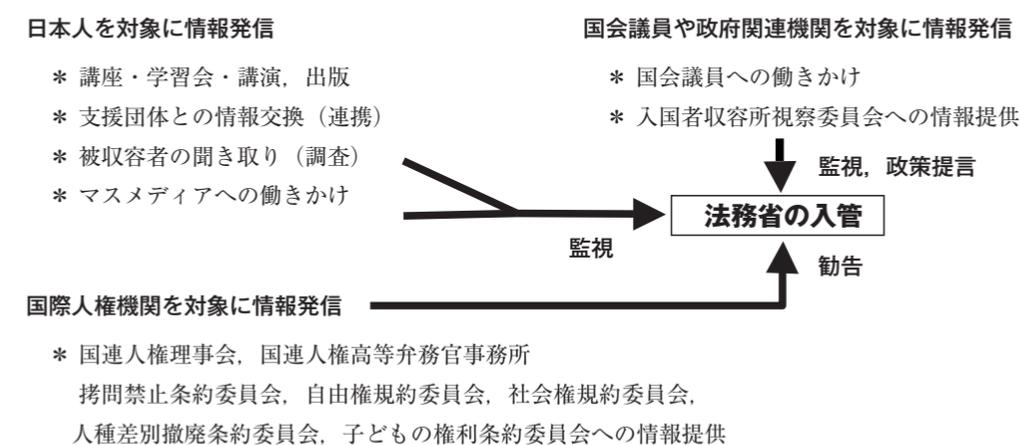
暴力装置が機能するなかで、合理的に、規律ただしく、機械的に、人はモノのように処理されてゆく。国家の秩序をたもち、国家を運営していくうえで、非正規滞在者の強制排除はやむをえない。しかし、その過程において、かならず密室の暴力による犠牲者がうみだされる。そこで国家は、都合のわるい事実をかくしつつ、都合のよい事実をおおやけにしながら、自身の行為を正当化する。人々をあざむく制度をつくりあげ、教育やマスメディアをとおして、国家は情報を操作する。外国人追放のマスメディア報道に、それが典型的にあらわれている。

犠牲者をうみだす制度および装置をみすごすわけにはいかない。国家の暴力を最小限にいとめるためには、国家の密室性に風穴をあけ、風とおしをよくしなければならない。それは、かくされた情報をおおやけにすることである。同時に、国家の暴力装置をたえず監視することである。しかも、情報公開および監視を個人や弱小団体がおこなうのではなく、国家が国家自身の姿をさらけだし、国家自身をチェックさせることである。つまり、情報の透明化とチェックの制度化をめざすのである。

それでは、情報の透明化とチェックとは、具体的にどのような行動をさすのだろうか。それは、調査・情報発信・提言である。

今回の送還にそくしていえば、支援団体が被収容者や被送還者から聞きとりをおこない、そこから問題点を整理し、分析し、報告書を作成する。報告書を武器に、マスメディアをとおして、実態をおおやけにする。並行して、法務省に申し入れ、国会議員および国際人権機関にはたらきかけ、入管法の運用の改善を要求する⁵。法務省の入管を監視する包囲網作戦は、国家の暴力にたいする予防処置にほかならない(図8)。

図8 支援団体による入管包囲網作戦



大量強制送還直後に、包囲網作戦がすぐに実行にうつされた。現地での実態調査・報告書作成・記者会見・報告会開催・他団体との連携・マスメディアによる報道・国際人権団体/国会議員/入

国者収容所視察委員会への報告・入管所長との交渉が、1ヶ月以内に完遂されたのである。

本稿の冒頭において、実態調査の目的をのべた。「入管のゴールがじつはオウンゴールであることを、おおよけにする以外にない」である。「支援者のとほしい力でおおきな成果をあげる」ことが、はたしてできたであろうか。

- *1 フィリピン政府の発表によれば、送還された人数は、男性54人、女性13人、未成年者8人の合計75人である。
- *2 筆者の報告をうけて、2013年8月中旬に複数の支援団体による被送還者の聞きとり調査が実施された。支援団体はフィリピンで記者会見をひらき、フィリピン政府の不十分な対応を指摘した。同年12月に支援団体は報告書「非正規滞在者をめぐる政策的課題—チャーター機によるフィリピンへの集団強制送還を受けて」（移住労働者と連帯する全国ネットワークおよび日本カトリック難民移住移動者委員会編）を発表し、フィリピン大使館・法務省・国会議員・マスメディアなどにはたらきかけた。
- *3 送還中の暴行は他国でもおきている。イギリスにおいて、2004年から2008年まで、300人ちかくの被送還者にたいして暴力がふるわれた。また、2010年には送還中のアンゴラ人がヒースロー空港で亡くなっている（*The Japan Times* 2011年11月1日）。
- *4 1981年難民認定法をあらたにくわえ、入管令は入管法に変更された。ここではじめて、令から法となり、正当な根拠をもつにいたった。しかし、人の移動がはげしい21世紀の今日において、外国人の管理と排除を基本とする入管法は、時代にそぐわなくなっている。
- *5 国連・拷問禁止委員会（2007年）は、日本政府にたいして、拷問を受けるおそれのある国への送還禁止を勧告し、送還時の拘束具の違法使用を懸念している。国連人権理事会の特別報告者 ホルヘ・ブスタマンテ氏（2011年）は、退去強制手続き中の暴力の予防を日本政府に勧告している。

《参考文献》

- ・「壁の涙」製作実行委員会編、2007『壁の涙』現代企画室
- ・山村淳平、2010『難民への旅』現代企画室
- ・Birnberg Peirce & Partners, Medical Justice and the National Coalition of Anti-Deportation Campaigns, "Outsourcing abuse: The use and misuse of state-sanctioned force during the detention and removal of asylum seekers" (http://www.libertysecurity.org/IMG/pdf_outsourcing_abuse.pdf, October 11, 2013).
- ・国連・拷問禁止委員会、2007「国連文書 CAT/C/JPN/CO/1」
- ・ホルヘ・ブスタマンテ、2011「国連文書 A/HRC/17/33/Add.3」

謝辞

以下の団体の協力がなければ、入管包囲網作戦は遂行できませんでした。ここから感謝をささげます。

アムネスティ・インターナショナル日本、牛久入管収容所問題を考える会、カトリックさいたま教区、カトリック東京国際センター、難民移住労働者問題キリスト教連絡会、牛久入管収容所の被収容者のみなさん。

Mass Forced Deportation by Chartered Flight:

Own Goal of the Immigration Bureau, Ministry of Justice

YAMAMURA Jumpei

Medical Doctor

Key Words: mass forced deportation, government sponsored violence, system of checks of government

In July 2013, the Immigration Bureau of the Japanese Ministry of Justice chartered an airplane and conducted a mass forced deportation of Philippine nationals. To uncover the conditions of the deportation, this writer flew to the Philippines to speak directly with some of the deportees.

Problems with the deportation itself are as follows; the arbitrary standards for selecting those to be sent, separation of families, absence of forewarning of deportation, no chance to contact lawyers, spouses or guarantors, no introduction to hospitals for detainees under medical care, excessive use of handcuffs, extravagant expenses for overstaffing of guards and officials, covert negotiations between the Japanese and Philippine governments.

One problem after the deportations was lack of preparation for receiving the deportees, which could be seen in the mental and physical conditions of those sent back.

These same problems exist when detainees are forcibly deported on regular flights. The deportations may be more secretive, but excessive violence still exists. The death of a deportee in March 2010 is a case in point.

The purpose of this mass deportation is to publicly justify the government's course of action, including the excessive use of force. Therefore this kind of mass deportation will surely be repeated.

In order to stop this government sponsored violence, transparency with regards to deportations and conditions in detention centers is necessary. In addition, a system of checks of government actions by the government needs to be established.